

里山ようちえん おやまのおうち 運営委員会規程

第1条（趣旨）

この規定は、里山ようちえん おやまのおうち運営委員会（以下、委員会という）について必要な事項を定める。

第2条（審議事項）

委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）おやまのおうちの事業計画に関する事項
- （2）おやまのおうちの運営に関する事項
- （3）おやまのおうちの施設及び設備の整備に関する事項
- （4）保育料に関する事項
- （5）その他委員会が必要と認める事項

第3条（組織）

委員会は、次の各号にあげるものをもって組織する。

- （1）おやまのおうちの運営者
- （2）おやまのおうちの施設長
- （3）おやまのおうちの従業員
- （4）おやまのおうちを定期利用する子どもの保護者

第4条（任期）

委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

第5条（委員長と副委員長）

- （1）委員会は、委員長を置き、おやまのおうちの運営者をもって充てる。
- （2）副委員長は、委員長の指名によってこれを定める。
- （3）委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- （4）副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第6条（委員会）

- （1）委員会は年4回の定例総会を開催する。
- （2）委員長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- （2）委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- （2）協議事項については全員の承諾を持って決する。
- （4）委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第7条（賛助会員）

- （1） おやまのおうちの事業目的に賛同し、賛助会費を納入した者を、賛助会員とする。
- （2） 賛助会費はおやまのおうちの運営費として充てる。
- （3） 在園児の祖父母を対象とした祖父母賛助会員（1口3,000円/年会費）
- （4） 一般の個人・法人を対象とした普通賛助会員（1口5,000円/年会費）
- （5） 委員長は年に1回以上、すべての賛助会員に対し会報誌の発行を行う。

第8条（事務局）

委員会の事務局は、里山ようちえん おやまのおうちの所在地とする。
長野県下高井郡山ノ内町夜間瀬8887

第9条（規程の改廃）

この規定を改廃しようとするときは、委員の3分の2以上の承諾を得なければならないものとする。

附則 この規程は令和3年6月5日から施行する。